

NIA

The New India Assurance Co. Ltd.

重要事項等説明書と併せてご確認ください。

この保険は、法人または個人所有の特定動産、商品・在庫品、展示品などの偶然な事故による損害の補償をご希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿わない場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。

動産総合保険



ニューインディア保険会社

動産総合保険の補償内容

使用中、保管中、輸送中、展示中などの偶然な事故による損害を補償します。

■保険金をお支払いする主な事故

○：保険金をお支払いする事故

動産総合保険の補償内容

保険金をお支払いする主な事故

※消火活動による水ぬれ、破壊等を含みます。

火災



落雷



※ガス爆発など

破裂・爆発



※雨漏りによる損害を除きます。

風災、ひょう災、雪災



※自動車の飛び込みなど

落下・飛来・衝突



※雨漏りによる損害を除きます。

水ぬれ



いたずら



盗難



破損



※運送中の危険を補償するご契約方式の場合のみ対象となります。

運送中の事故



費用保険金の内容

事故の際に発生する費用も補償します。

■事故の際に以下の費用も補償

臨時費用保険金

臨時費用補償対象外特約条項が**自動セット**されるため、事故の種類が火災、落雷、破裂・爆発の場合に限り、「損害保険金の30%（300万円限度）」を損害保険金とは別にお支払いします。



残存物取片づけ費用保険金

事故の際における残存物の取片づけ（取りこわし・取片づけ清掃等）費用を実費（損害保険金の10%限度）でお支払いします。



損害防止費用

事故の際における消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用等、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。



※費用保険金のお支払額は、裏面の「■お支払いする保険金」をご参照ください。

契約方式のご案内

保険の対象の種類により、契約方式をお選びください。

法人用特定動産契約・個人用特定動産契約

事務所、店舗等に収容されている営業用什器・備品等の法人所有の特定動産、または家財等の個人所有の特定動産を保険の対象とし、保険期間を定めてお引受けします。



商品・在庫品契約

メーカー、販売会社等が所有する商品・在庫品（最終商品だけでなく、半製品、原材料を含み、加工または製造中の物を除きます。）を出荷または仕入れした時から購入者に引き渡すまでの保管中、輸送中の危険を包括的にお引受けします。



展示品契約

展示会、見本市等に出品する各種動産を保険の対象とし、店舗・倉庫等からの搬出後、展示中および搬入場所に収められるまでの展示中、輸送中の危険を一貫してお引受けします。なお、展示中のみの危険をお引受けすることもできます。



土木・建設機械契約

工事現場等で使用する土木・建設機械を保険の対象とし、登録番号または市町村の交付標識がないことを条件として、お引受けします。



その他の契約（主なもの）

- リース・レンタル包括契約
リース業者等がユーザーに賃貸する物件を包括的にお引受けします。
- 巡回販売契約
商店またはメーカー等が、各地得意先等を巡回して販売する商品を対象に、巡回販売の行程における危険をお引受けします。
- 携行品一式契約
携行品（居住用建物から一時的に持ち出された家財）一式をお引受けします。 など
※携行品一式契約のご契約にあたっては、補償内容が同様の他の保険契約等がある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異または保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断のうえ、ご契約ください。詳細は、重要事項等説明書の「その他ご留意いただきたいこと」（5）特約の補償重複をご確認ください。

保険の対象（できる物件とできない物件）

保険の対象とすることができる主な物件

- 法人所有の特定動産
法人等が所有または使用している営業用什器・備品等
(例) 事務用機器、光学機器、医療機器
- 個人所有の特定動産
- 商品・在庫品
- 展示品
- 土木・建設機械 など



保険の対象とすることができない主な物件

- 組立危険を対象とする動産
※組立保険でお引受けします。
- 自動車、船舶、航空機
※自動車については、自動車保険でお引受けします。 など



※保険料は、契約方式の種類、保険の対象、保管場所、保管・管理状況、補償地域、運送方法等により異なります。

■保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いしない主な場合	
偶然な事故（火災、落雷、破裂・爆発、風災、ひょう災、雪災、盗難、破損等）によって損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。		●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害	
1 火災、落雷、破裂・爆発	火災（消防活動による水ぬれを含みます。）、落雷または破裂・爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）をいいます。	●保険の対象の欠陥によって生じた損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●核燃料物質等による事故によって生じた損害	
2 風災、ひょう災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、ひょう災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故もしくは雪崩による雪災（融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）をいいます。ただし、吹込みによって生じた損害については、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外側の部分が風災、ひょう災または雪災によって破損し、その破損部分から保険の対象または保険の対象を収容する建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。	●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 ●保険の対象の平常の使用または管理において、通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●置き忘れまたは紛失による損害 など	
3 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。	以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。 <u>ただし、普通保険約款において保険金をお支払いしない損害を補償する特約条項をセットされた場合、その損害については、保険金をお支払いします。</u>	
4 不測かつ突発的な事故	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、1 から3 までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって浸水を被る事故を除きます。	●保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ●電氣的・機械的事故（故障）によって生じた損害 など	

■お支払いする保険金

損害保険金	損害保険金としてお支払いする損害の額は、保険価額（注1）によって定めます。この場合、損害が生じた保険の対象を修繕することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。 お支払いする損害保険金の額は、保険金額を限度とし、損害の額から免責金額（注2）を差し引いた額とします。ただし、保険金額が保険価額以上の場合は、保険価額を限度とします。なお、保険金額が保険価額より低い場合は、普通保険約款をご確認ください。 修繕費（注3） - 修繕によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額（注4） - 修繕に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額 （注1）損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。以下「■お支払いする保険金」において同様とします。 （注2）自己負担額をいいます。全損となる場合または事故が火災、落雷、破裂・爆発の場合は、免責金額を差し引きません。 （注3）修繕費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修繕費をいいます。 （注4）増加額の限度額および保険の対象の価額の増加を適用しない物件につきましては、普通保険約款をご確認ください。
臨時費用保険金	臨時費用補償対象外特約条項が自動セットされるため、事故の種類が火災、落雷、破裂・爆発の場合に限り、損害保険金×30%（1回の事故につき300万円が限度）をお支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	実費（損害保険金×10%が限度）をお支払いします。
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。（ただし、損害保険金と合わせて保険金額が限度となります。）

■特約条項 ※特約条項については、重要事項等説明書「1契約締結前におけるご確認事項③主な特約条項の概要」をご参照ください。

＜＜自動セット特約条項＞＞ 物損害追加特約条項、臨時費用補償対象外特約条項、テロ危険等補償対象外特約条項

＜＜任意セット特約条項＞＞ 水災危険補償特約条項

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害が生じた場合にも、保険金をお支払いします。

ご契約前 / ご契約時 / ご契約後のご注意

ご契約前のご注意については重要事項等説明書「1契約締結前におけるご確認事項」、ご契約時のご注意については「2契約締結時におけるご注意事項」、ご契約後のご注意については「3契約締結後におけるご注意事項」をご参照ください。

その他のご注意

- このパンフレットは、動産総合保険の概要をご説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続き、告知義務・通知義務、保険会社破綻時等の取扱い、個人情報の取扱い、その他この保険の詳細な内容は、重要事項等説明書および普通保険約款・特約条項をご参照ください。なお、ご不明の点につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づいて保険契約の締結、保険料の領収・領収証の発行、保険契約の管理業務を行っています。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。弊社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

<p>【保険に関する相談・苦情・お問い合わせ・事故報告】</p> <p>このパンフレット、取扱代理店または下記弊社営業店までご連絡ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業店</th> <th>電話番号</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京支店</td> <td>03-5326-7234</td> <td rowspan="2">平日9:30 ~17:30</td> </tr> <tr> <td>大阪支店</td> <td>06-6262-5471</td> </tr> <tr> <td>札幌支店</td> <td>011-231-2081</td> <td rowspan="5">平日9:00 ~17:00</td> </tr> <tr> <td>名古屋支店</td> <td>052-533-9961</td> </tr> <tr> <td>岐阜支店</td> <td>058-207-0021</td> </tr> <tr> <td>岡山支店</td> <td>086-225-0581</td> </tr> <tr> <td>広島支店</td> <td>082-243-7821</td> </tr> </tbody> </table>	営業店	電話番号	受付時間	東京支店	03-5326-7234	平日9:30 ~17:30	大阪支店	06-6262-5471	札幌支店	011-231-2081	平日9:00 ~17:00	名古屋支店	052-533-9961	岐阜支店	058-207-0021	岡山支店	086-225-0581	広島支店	082-243-7821	<p>【弊社の契約する指定紛争解決機関】</p> <p>弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、保険オンブズマンにご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。</p> <p>＜＜一般社団法人 保険オンブズマン＞＞ 電話 03-5425-7963 (受付時間：土日、休日、年末年始等を除く 午前9時~12時、午後1時~5時) ホームページ：https://www.hoken-ombs.or.jp/</p>
営業店	電話番号	受付時間																		
東京支店	03-5326-7234	平日9:30 ~17:30																		
大阪支店	06-6262-5471																			
札幌支店	011-231-2081	平日9:00 ~17:00																		
名古屋支店	052-533-9961																			
岐阜支店	058-207-0021																			
岡山支店	086-225-0581																			
広島支店	082-243-7821																			
<p>【引受保険会社】</p> <p>ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（ニューインディア保険会社） 日本支社 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1（エステック情報ビル） TEL:03-5326-7396（大代表） ホームページ：https://www.newindia.co.jp/</p>	<p>【お問い合わせ】</p>																			